

建設委員会記録

開催日時 令和2年6月30日(火) 13:04~15:06

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

田尻 匠 委員長
中村 昭 副委員長
小林 誠 委員
太田 敦 委員
奥山 博康 委員
岩田 国夫 委員
国中 憲治 委員
秋本登志嗣 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

(1) 議案の審査について

議第54号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第3号)
(建設委員会 所管分)

議第60号 奈良県道路の整備に関する条例の一部を改正する条例

議題64号 市町村負担金の徴収について
(建設委員会 所管分)

議第67号 公共土木施設災害復旧事業にかかる委託契約の締結について

報第2号 令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
令和元年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(建設委員会 所管分)

令和元年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書
(建設委員会 所管分)

報第3号 令和元年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 5 号 令和元年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 14 号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第 15 号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について

報第 19 号 奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告について

報第 20 号 地方自治法第 179 号第 1 項の規定による専決処分の報告について
損害賠償額の決定について

報第 21 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について
奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正
する条例

(建設委員会 所管分)

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(建設委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○田尻委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

また、永田大規模広域防災拠点整備課長の代理で大内主幹が出席されておりますので、ご了承願います。

今定例会におきまして、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人の定員を 5 人としてございます。この後、傍聴の申し出がございましたら、5 人を限度に入室いただきますので、ご了承ください。

次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織見直し等により、出席する理事者をお手元に配布した資料のとおり変更しておりますので、ご了承願います。

先の人事異動により就任されました課長、室長の紹介を、県土マネジメント部長、政策統括官、地域デザイン推進局長の順にお願いします。

○山田県土マネジメント部長 県土マネジメント部より 2 人紹介させていただきます。

技術管理課長の村田です。

○村田技術管理課長 村田です。よろしく申し上げます。

○山田県土マネジメント部長 道路保全課長の六車です。課の名称が道路保全課となり、

道路環境安全等も所管しています。

○六車道路保全課長 六車です。よろしくお願いします。

○山田県土マネジメント部長 以上です。よろしくお願いします。

○濱本政策統括官 私が所管している県土マネジメント部の職員を紹介させていただきます。

まちづくりプロジェクト推進課長の加納です。

○加納まちづくりプロジェクト推進課長 加納です。よろしくお願いします。

○濱本政策統括官 リニア推進・地域交通対策課長の通山です。

○通山リニア推進・地域交通対策課長 通山です。よろしくお願いします。

○濱本政策統括官 以上です。よろしくお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局に異動してまいりました職員を紹介させていただきます。

まちづくり連携推進課長の河合です。

○河合まちづくり連携推進課長 河合です。よろしくお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 土地利用政策室長の坂本です。

○坂本県土利用政策室長 坂本です。よろしくお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 平城宮跡事業推進室長の北野です。

○北野平城宮跡事業推進室長 北野です。よろしくお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 以上です。よろしくお願いします。

○田尻委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、政策統括官、地域デザイン推進局長、水道局長の順に説明を願います。

なお、理事者の皆さまにおかれましては、着席にてご説明・報告をお願いします。

○山田県土マネジメント部長 令和2年6月定例県議会提出予算案の概要の5ページに掲載している県有施設の感染拡大防止事業について説明します。本事業は県有施設における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な備品等を整備する事業で、

このうち県土マネジメント部所管分は、第二浄化センタースポーツ広場のプールでの対策費200万円となります

次に、条例の説明をさせていただきます。「6月定例県議会条例」説明資料の1ページに奈良県道路の整備に関する条例の一部を改正する条例が掲載されています。内容は自転車道の通行帯の設置基準を定めるものであり、これまでは用地上の制約で幅員2メートルの自転車道の整備を進めていましたが、全国的に用地買収が難しくなかなか用地買収が進みませんので、道路構造令の改正に伴い、今回は設計速度が60キロメートル未満の県道で自転車通行帯の幅員を原則1.5メートル以上とするものと新たに位置付けて条例を改正したいと思います。

続いて、負担金の説明をさせていただきます。令和2年度補正予算案その他の43ページに議第64号として市町村負担金の徴収が掲載されています。奈良インターチェンジ周辺整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、流域下水道事業と3つの事業が並んでいます。1つ目の奈良インターチェンジ周辺整備事業は、JR関西本線を高架化することに伴う側道整備、2つ目の急傾斜地対策事業は奈良県の土砂災害整備計画に基づいていわゆるレッド区域内にある要配慮施設を保全する工事、3つ目の流域下水道事業は下水道の延伸や浄化センターの耐震対策であり、これらの取組により利益を受ける市町村に地方財政法第27条の規定により費用を一部負担していただくものです。

続いて、47ページは議第67号として公共土木施設災害復旧事業にかかる委託契約の締結について掲載しています。国道169号高原トンネルの地すべり災害復旧工事で、書かれていますとおり近畿地方整備局に工事を委託するものです。内容は後ほどその他の報告で説明させていただきます。

53ページから55ページにかけて、報第2号、令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告が掲載されています。県土マネジメント費のうち2項の道路橋りょう費、4項の河川費、5項のまちづくり推進費のうち3つの街路改良事業、単独街路改良事業、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業、災害復旧費の2項の土木施設災害復旧費が県土マネジメント部の所管する繰越しとなります。

先の議会で245億円余の繰越し枠を認めていただきましたが、今回提出分の合計で206億8,900万円の繰越明許費補正となります。昨年度より約9ポイント増えています。

主な理由は、国の3か年補正予算に対応するための補正予算、もしくは昨年度に骨格

予算に位置付けた予算編成がやや特殊だったことで、執行がやや遅れたことによります。

57ページからは令和元年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書です。対象事業は、県土マネジメント費2項の道路橋りょう費、4項の河川費、5項のまちづくり推進費の街路改良事業、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業、災害復旧費の2項の土木施設災害復旧費です。この事故繰越しのほとんどは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止で、主に委託業務を一時中断したことにより、令和2年度に繰越したものです。

ただし、災害関連緊急地すべり対策事業に関しては、砂防堰堤を造る工事の中で、基礎部分の岩が思ったよりも硬く、機械で掘る予定だったものを静的破碎工法に変えたため時間を要したことにより繰越したものです。他の繰越しも含めて早期完成に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

60ページは、報第3号、令和元年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告です。流域下水道事業は記載されていますとおり、5億5,000万円余の繰越しで、昨年度より約40ポイント減っています。繰越した理由は、関係機関との調整に時間を要したことです。

報第20号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告のうち、損害賠償額の決定について、84ページから85ページにかけて1番から11番まで掲載されています。主に落石や穴ぼこによる損傷事故ですが、国道169号の芦原トンネルのコンクリート剥落による車両への賠償も入っています。

86ページからは報第21号、地方自治法第180号第1項の規定による専決処分の報告で、いわゆる自動車事故にかかる損害賠償の決定です。94ページ8番の1件だけで、損害賠償額及び専決年月日は記載のとおりです。

続きまして、奈良県土地開発公社の経営状況について報告します。令和元年度事業報告書の1ページから事業の概要を説明していますが、京奈和自動車道用地先行取得事業と大和川遊水地事業は国からの受託事業です。その他に公有地取得事業や土地造成附帯事業を行っていますが、令和元年度の純損失は7,700万円余となります。平成30年度に比べますとかなり損失は減っていますが、赤字が続いています。

22ページに資本の部で準備金明細が記載されていますが、当期減少額7,700万円を差し引くと、期末残高が33億9,000万円余となります。まだ余裕はありますが、残高がどんどん減っているため、ここをいかに改善するかが大きなポイントです。

令和2年度事業計画書について、前年度から変わった点だけ説明しますと、2ページに新規と書いてある清滝生駒道路改築事業は新たに公社で受託する工事で、3ページの中央卸売市場再整備推進事業にかかる用地取得、奈良県立医科大学が発注するキャンパス整備事業、この辺りは県土マネジメント部の業務と直接は関係ございませんが、公社の経営改善に向けて重要な課題です。

できるだけ公社の経営が安定するように、また必要があれば公社からも説明をするかと思いますが、今はこういった取り組みにより健全経営を進めています。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○濱本政策統括官 付託議案のうち私の所管分に関して、説明させていただきます。

私からは大きく分けて3点ございます。

まず1点目、予算の繰越しの関係につきましては、県土マネジメント費のリニア中央新幹線調査事業が私の所管する事業で、先ほど説明がありました幾つかの案件と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく事業を一時中断したことにより記載の額について事故繰越しさせていただいています。

続きまして、2点目と3点目は報告案件です。令和2年度補正予算案その他の72ページの報第15号、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について、76ページの報第19号、奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告についてです。

まず、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況についてですけれども、奈良生駒高速鉄道株式会社令和元年度事業報告書の1ページに現況に関する事項を記載しています。奈良生駒高速鉄道株式会社は、けいはんな線生駒駅から学研奈良登美ヶ丘駅間の鉄道施設を近畿日本鉄道株式会社に貸付け、その使用料を主な収入としています。また、支出につきましては、建設事業に要した資金の償還のための借入れの際に金利を勘案するなどして支払利息の低減を図りました。この結果、事業の営業利益が7億900万円余、経常利益が4億4,000万円余となり、令和元年度の当期純利益は3億5,000万円余の黒字となっています。

2ページでは同社の資金調達の状況について記載しており、令和元年度末の同社の借入金の残高は約186億円で、平成30年度末と比較して12億円余り減少しています。

続きまして、令和2年度事業計画書をご覧ください。令和2年度の事業計画の目標としては、営業利益が同じく線路使用料等により7億5,000万円、経常利益は5億3,000万円、当期純損益としては3億8,000万円余りの見込みで、平成28年度か

ら数えて5年連続で単年度黒字となる計画を見込んでいます。

以上が奈良生駒高速鉄道株式会社に関する報告です。

最後に、報第19号、奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況について報告させていただきます。

奈良県公共交通基本計画につきましては、平成25年に制定した奈良県公共交通条例に基づき平成28年に策定したものです。同条例に基づきまして毎年度施策の実施状況を報告するものであり、今回は令和元年度の施策の実施状況についての報告です。

県内の公共交通を取り巻く環境としまして、特に県内全域で南部・東部地域を中心として人口が減少傾向にある一方で、最新のデータは平成30年のものですが、県内の観光客の入込数は増加傾向にあったという状況です。

公共交通の状況についてですが、鉄道事業の輸送人員は長年右肩下がりの状況にありました。近年では平成26年度を底に下げ止まっている状況です。バス事業については、乗り合いバスの輸送人員についても平成24年度を底に下げ止まっている状況でした。

一方、バス事業の経営状況について、補助金を除いた経常損益の赤字幅は拡大傾向にあり、平成30年度でいいますと約14億円の赤字となっています。これに対応する形で、路線バスに対する県や市町村あるいは国の補助金を足し合わせますと、全体として公的支援が増加傾向にありまして、特に近年は市町村分の負担の伸びが大きくなっています。

資料3枚目では、毎年度の公共交通に関する各分野における施策の実施状況をまとめて掲載しています。公共交通基本計画においてこれまでの取組をさらに推進していくと位置付けられたもののうち、主なものをかいつまんで申し上げますと、まちづくりや観光等の施策との連携として、例えば4月に供用を開始した奈良県コンベンションセンター等の施設整備を推進するとともに、南部地域におきましては、バスを活用した南部地域への誘客促進として、十津川観光特急バスの実証運行を支援するなど、公共交通のサービス充実に向けた取組を進めてまいりました。

公共交通の利用環境の整備について、バリアフリーについて申し上げますと、1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅につきましては、令和元年度末の段差解消率が前年度末よりも約5ポイント上昇しまして82.3%となっています。また、ノンステップバスの県内での導入率は前年度末よりも3.6ポイント上昇して54.7%となっています。

今後新たに検討するものとして公共交通基本計画に位置付けられた取組としましては、例えば奈良公園エリアと法隆寺地域を結ぶ世界遺産周遊急行バスの実証運行を昨年9月に行ったこと、あるいは、無人駅の再活性化として、JR御所駅の駅舎改良工事を支援したこと等を盛り込んでいます。このほか、公共交通運輸分野に携わる人材確保や育成のための取組も進めています。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○岡野地域デザイン推進局長 私からは、地域デザイン推進局所管の提出議案の概要について説明します。

令和2年度6月定例県議会提出予算案の概要の5ページに県有施設感染拡大防止事業が掲載されており、これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止をするための必要な備品の購入に関する事業です。記載している金額のうち当局所管分は、まほろば健康パークほか5つの県営公園での対策費1,200万円となります。

続きまして、13ページに県営住宅環境改善事業があり、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による離職等により、現在お住まいの住宅から退去を余儀なくされる方に対して住まいを提供するため、県営住宅の修繕工事等を実施するものです。補正予算額は記載のとおりです。

令和2年度補正予算案その他の43ページに議第64号、市町村負担金の徴収について、44ページに奈良公園施設魅力向上事業が掲載されていますが、これは地方財政法第27条の規定により今年度実施する事業について受益の限度内において奈良市に費用の一部を負担していただくものです。額等は記載のとおりです。

続きまして、50ページより令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告を掲載しています。この繰越計算書のうち当局が所管しますのは、55ページの第5項まちづくり推進費です。事業が並んでいますが、3つ目の都市公園整備事業から飛鳥・藤原地域魅力向上事業までの6事業が当局所管です。先の2月定例会におきまして、繰越明許費として6億6,000万円余をお認めいただきましたけれども、その後の精算等により、令和2年度への繰越額が、地域デザイン推進局の合計で総額2億5,300万円余となりました。繰越しの主な理由としましては、国補正予算への対応、また地元等の関係機関との調整に日数を要したことにより、やむを得ず繰越したものです。今後の執行につきましては、計画的かつ着実な執行、進捗管理に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

続きまして、事故繰越しです。59ページに掲載している公園等活用検討事業で、この事業は令和元年度中に完了予定であった委託業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から業務を一時中断したため、やむを得ず令和2年度に繰越したものです。なお、この事業につきましては、4月21日に完了しています。

続きまして、86ページの報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告で、奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、県に置かれる部の分掌事務の変更に伴い、こちらに記載の2条例について所要の改正を行ったものです。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○青山水道局長 私からは水道局所管分の説明をさせていただきます。

令和2年度補正予算案その他の62ページに記載の報第5号、令和元年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてです。建設改良費の繰越しですが、予算計上額35億236万8,000円に対して、支払い義務発生額20億1,827万円余、翌年度繰越額6億800万円となっています。繰越額の財源につきましては、議案書に記載のとおりです。繰越し理由につきましては、施工方法の検討に不測の日数を要したことによるものでして、早期完成に向け鋭意努力しています。不用額8億7,609万円余につきましては、入札差金等による工事費の執行残等によるものです。

以上が、令和元年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算の繰越しについての報告です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○田尻委員長 それでは、付託議案について、質疑があればご発言を願います。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○太田委員 令和2年度6月定例県議会提出予算案のうち、県営住宅環境改善事業として今回新たに50戸分の予算を計上していただいておりますが、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、先に提供されている30戸の状況について確認します。

○石井住まいまちづくり課長 新型コロナウイルス感染症対策に係る県営住宅の提供につきましては、太田委員お述べのとおり、5月1日から30戸の供給を始めています。こちらにつきましては、相談は既に何件もいただいておりますが、現時点で入居に至ったものはありません。ただ、感染症の影響による離職者向けの住宅対策として、ほかに福祉部局の住居確保給付金もあり、こちらの申請は非常に増えていることでもありますので、今後の需要の拡大を見据えて、修繕費用を今回予算化させていただきました。

○太田委員 まだ入居に至った方はいらっしゃらないということでしょうか。家賃について、本来ならば1万1,000円から2万6~7,000円ぐらいというところから、今回コロナの影響でということであれば、4,000円から1万1,000円とされていると以前お示しいただきました。今、相談されている方の家賃がもし分かればお示しいただきたい。

○石井住まいまちづくり課長 4,000円から1万1,000円という家賃につきましては、入居者の収入があまりない場合を想定しています。今回、離職者として相談いただいている方につきましては、基本的には収入がかなり減っているという事態を想定していますので、もし入居する場合は家賃が減額されるのではないかと推測しています。

○太田委員 ありがとうございます。新たに50戸を追加されるということですが、既に相談も寄せられているということです。様子を見ながらまた要望していきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○田尻委員長 他になければ、これもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○国中委員 自由民主党は賛成です。

○岩田委員 自民党奈良も賛成です。

○川口（正）委員 創生奈良も賛成します。

○太田委員 日本共産党も賛成です。

○小林（誠）委員 日本維新の会も賛成します。

○田尻委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田尻委員長 それでは、お諮りします。議第54号中・当委員会所管分、議第60号、議第64号中・当委員会所管分、議第67号、報第20号中・当委員会所管分については、原案どおり可決、または、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田尻委員長 ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決、または、承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第2号中・当委員会所管分、報第3号、報第5号、報第14号、報第15号、報第19号及び報第21号中・当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますのでご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

県土マネジメント部長から国道169号高原トンネルの地すべり変動対策他1件について、地域デザイン推進局長から令和元年度予算公共事業の主な事業箇所の事業費の変更について報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長の順に報告を願います。

なお、理事者の皆さまは着席にて説明・報告を願います。

○山田県土マネジメント部長 報告事項が2つありまして、1つ目が国道169号高原トンネルの地すべり変動についてです。国道169号高原トンネルについては、学識者から構成される安全対策検討会によって、地すべりの緩慢な変動によって覆工に亀裂が発生した可能性があるとされました。この変動対策として今年の2月議会で対策費を議決いただいています。

今回の報告は工事についてですけれども、亀裂が入っている高原トンネルの周辺に多数の長いアンカーを打ちます。道路交通の観点から、孔内傾斜計等で周辺地盤の変動、トンネル亀裂の変状を見るということで、技術難易度が高いため、工事を国へ委託するとする議案を今議会に上程しています。工事の概要と委託期間は資料記載のとおりです。

次の報告は、令和元年度予算公共事業主な事業箇所の事業費の変更についてです。国庫認証減により事業費が減ったものが、資料の1ページ目に掲載されており、骨格幹線ネットワーク、観光振興に関する道路整備、治水河川環境整備事業の推進、それぞれで国庫認証が付かなかった分だけ事業費を減らしています。

2ページ目も同じく事業費減なのですが、用地交渉の難航や地元協議等、関係者との協議に関する事業費を減額したものです。例えば道路改良事業では、中和幹線でいわゆる交差点改良事業の用地交渉が思ったよりも進まなかったため事業費を減らしました。天理王寺線では、近鉄との協議調整に時間を要したため事業費を減らすものです。治水事業・河川環境整備事業ですが、これは緊急内水対策事業を市町村で行うことになった分、県の事業費を減らしました。

資料の3ページ目からは、予定以上に国庫認証が増えたということで、事業費を増や

したものです。

○岡野地域デザイン推進局長 公共事業の主な事業箇所の事業費の変更の、地域デザイン推進局所管分を報告します。

資料の4ページは、奈良公園施設魅力向上事業で、国庫認証減により記載のとおり事業費を減らしています。この事業につきましては、用地買収を予定していましたが、令和元年度での執行をやめて今年度を実施する予定です。

○田尻委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めて、質問があればご発言を願います。

○小林（誠）委員 大きく2点お伺いします。

まず1点目は、県域水道の一体化に関することです。先般の一般質問でも、荒井知事から経費削減効果等の数値については今後も精査されるとの答弁がありました。以前の資料としては、2018年の「奈良モデル」ジャーナルで約30年間の費用対効果についての数値がありました。時間も経過していますので、数値は変更されて当然だと思いますが、その新たな数値に基づいて、新型コロナウイルスの影響もあり、現在は市町村が混乱している状況です。水道料金や内部留保について、県としての基本的な考え方についてまとめた後、いつ頃から市町村と協議が始まるのか。このことは市町村議会の議員も興味があり、心配もされています。新たな資料や考え方を基にして、早期に相談や協議をしたいとおっしゃっていましたので、県としてのスタンスやスケジュールについてお伺いします。

○西岡水道局業務課長 新型コロナウイルスの影響により、4月、5月の検討会や作業部会の開催に少々苦勞しましたが、進捗への影響は限られており、当初予定の今年度内に覚書の締結を目指すスケジュールは変えていません。効果の算定や覚書の案はまだ最終確定していませんが、現状で持ち合わせている資料により、検討会あるいは作業部会で市町村との調整や議論を行っています。今年度末に合意形成を果たし、県域水道一体化に関する覚書を締結したいと考えています。

覚書を締結するため、財政シミュレーションの結果で効果額の算定をしていますが、これも随時市町村と調整しながら進めています。合意形成を図るためには、年内に一旦効果額を固める必要があると考えています。

○小林（誠）委員 年内に効果額を固めるということですので、また進捗の様子を見させていただきます。県がどういったスタンスで、どのような料金設定や要求をされてく

るのかを心配されている市町村議会の議員もいますので、そういうことも加味しながら、しっかりと情報提供をしながら協議を進めていただき、結論を私たちに投げかけていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、これまでも委員会で何度か質問した河川情報システムについてです。以前、2020年度の出水期までには県が試験的に導入されている監視カメラや簡易水位計がどうか手配できるとの答弁がありました。また、昨年11月に国で検討会が開かれ、川の防災情報に関するシステムにアクセスが集中したためアクセスできなかった問題、簡易水位がリアルタイムで見られなくなった問題が解消できるとおっしゃっておられました。新型コロナウイルスの影響もあるかと思われませんが、県としての設置状況や国の状況等、分かる範囲で結構ですので、教えていただきたい。

○池田河川政策官（河川整備課長） 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ等についてですが、気候変動の影響もあり、水害の発生が増えてきており、規模も大型化してきているため、住民の方々に迅速な避難行動を促すために分かりやすい河川情報の提供が重要です。そのため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計や河川状況の画像取得に限定した簡易型河川監視カメラの設置工事を進めているところです。設置個所の選定に当たりましては、県が把握しています浸水常襲地域や浸水実績箇所に加え、各市町村が新たに水位や河川の状況等を確認したい場所を調査しまして、市町村が避難判断等に河川水位を利用したい所、川の近くに学校や病院等の要配慮者施設がある所を中心に設定しています。

この工事につきましては、昨年12月に発注して、来年度の出水期までに運用できるように2か年工事で継続して施工中です。

設備、機械は、昨年度までにおおむね出来上がってしまっていて、現在はそれらを現地に持ち運んで、危機管理型水位計については65基、簡易水位カメラについては66基の設置工事を進めています。

○小林（誠）委員 国のホームページを見ていると、奈良県で新たに8台の監視カメラを設置していただき、それが稼働してリアルタイムの映像を見ることができます。2か年計画で設置していただくとのことですが、今、実際に稼働しているのはまだ0台ということでしょうか。2か年計画だけれども、それぞれ60数基のうち、少しずつでも早めに設置していただいているのか。その辺りの説明をもう一度お願いします。

○池田河川政策官（河川整備課長） 現在、設置工事を進めてしまっていて、できるだけ、

小林（誠）委員お述べのとおり、早い供用を目指していますが、情報システムを一旦県庁にある本体に取り込む作業もあるため、実際の運用はまとめて一度期に行うものと考えています。分離が可能であれば、早期に供用可能なものは検討します。

○小林（誠）委員 今年の台風の時に近畿地方整備局の専用サイトの川の水位情報にアクセスが集中して見られなくなりました。そのことを受け昨年11月に国で検討会議が開かれましたが、今年の出水期はもうサイトがパンクしないという状況なのでしょうか。

○池田河川政策官（河川整備課長） 小林（誠）委員お述べのとおり、昨年度はアクセスが集中して見にくい時があったと聞いていますが、現在は解消していることを確認しています。

○小林（誠）委員 親切、丁寧にご答弁ありがとうございました。今日の夜もどうなるか分かりませんので、担当課におかれましてはおそらく寝られない夜になるかもしれません。県民のためによりしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○奥山委員 これは要望も兼ねての質問となりますが、奈良県公共交通基本計画の実施状況報告があり、公共交通の利用環境の整備で、1日平均乗降客数3,000人以上の駅について、令和元年度は3駅で段差が解消されたとのこと。エレベーター等の設置で段差解消率が4.9ポイント上昇し、82.3%と示されています。この3駅はJRと近鉄のどちらなのか。残りが17.7%となっているが、駅数はどれくらいなのかも教えていただきたい。

もう一つの質問は、事故繰越し、繰越し明許費補正、補正予算案に関する報告の中で、新型コロナウイルスの影響で遅れたとするものがありましたが、新型コロナウイルスが公共工事の発注にどのような影響を及ぼしているのかについてお尋ねしたい。

○通山リニア推進・地域交通対策課長 令和元年度の鉄道駅バリアフリー整備事業の実績は、前栽駅、東山駅、坊城駅であり、いずれも近鉄の駅です。

残りのバリアフリー未整備の駅数は、11です。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当）（下水道課長） 工事発注についてですが、全国に緊急事態宣言が出されまして、4月16日から約3週間、県庁と出先での業務体制を縮小しました。そういう状況の中で、発注業務に幾らかの影響は出ています。ただ、その影響が最小限になるように、発注業務に職員を集中させ、優先して進めていまして、進捗管理も徹底して計画的に取り組んでいきます。

○**奥山委員** 残り11駅とのことですが、JRと近鉄の内訳について教えていただきたい。

また、入札の関係についてはかなり大変だと思います。先ほど、奈良県の入札については全力をかけてやっていただくと言われました。入札に関しては昔、いろいろな問題があり、他府県でもよく新聞沙汰になっていました。奈良県の場合、総合評価落札方式がとられていますが、職員に一番負担が掛からないようにとの知事答弁があった記憶があります。私はこのことには大賛成なのですが、総合評価は、どうしても時間がかかるように思われます。今後、もう少しいろいろな業者が入ることができるような方式をまた考える余地があるのか。もう今年度はスタートしていますから、すぐにとは言いませんけれども、このことは各都道府県でも永遠の課題であると認識しています。総合評価に40日、50日かかるということも聞いています。いろいろな人がチャレンジできるような方式を取っていただいていると思いますが、このことについての考えを聞かせていただきたい。

○**通山リニア推進・地域交通対策課長** 残り11駅の内訳ですけれども、近鉄が10駅、JRが1駅となっていて、その1駅が香芝駅です。ちなみに、香芝駅の整備については令和2年度の県予算を準備していましたが、国からの補助金がつかなかったことから、次年度以降の整備となる見込みです。

○**佐竹県土マネジメント部次長（技術担当）（下水道課長）** 総合評価では、技術提案をいただいて、それに過去の成績や表彰、業者や技術者の実績等を加えて評価する形になっています。他方、実績の少ない企業でも、いろいろ競えるようにということで、過去の成績や表彰等を評価しない企業チャレンジ評価型も平成27年度に創設して、その落札状況を見ながら制度運用について検討しています。

○**奥山委員** 香芝駅の整備は次年度以降に持ち越しとのことですが、また積極的なアタックをよろしくお願いします。

入札に関しましては、いろいろと考えていただいていることは、今の答弁で実に良く分かります。よく聞かれるのは、総合評価の実績の点数については、とにかく仕事をして実績がなければ0.5も付かず、そのことが次の入札でものすごく影響してくるということです。舗装の方は落札すれば実績点を減らしていったって、出来るだけたくさんの方が競争して頑張れるようになっていることを聞いているが、土木ではそういう仕組みになっていない。平成27年度から、企業チャレンジ評価型という制度が出来ているが、

これは全体の金額の中でどれぐらいの割合を占めているのか聞かせてほしい。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当）（下水道課長） 企業チャレンジ評価型については、昨年度は16件ほど行いましたが、金額ベースでどれぐらいになっているかについては、申し訳ございませんが資料を今持っていません。

○奥山委員 総合評価は基本的には受注した業者がまた次も有利になることもあると聞いています。職員を守るということで、総合評価を採用していることには私は大賛成です。その中でもひずみの一部出ているところがあるので、今後の検討課題として、このことについてまた検討、勉強をしていただくというお考えがあるのかだけ、山田県土マネジメント部長にお尋ねします。

○山田県土マネジメント部長 先ほど、佐竹次長からも申し上げましたが、奥山委員より指摘のありましたとおり、技術力のある会社をとということで実績を評価しているのは事実です。そのことにより、制度にひずみが入っているということでチャレンジ枠が設けられてはいますが、これが十分に機能していないのではないかという声が上がっているということです。その点はよく現状を調べて、どの辺りにひずみがあるのかをきちんと調べさせていただきます。

○岩田委員 奥山委員の質問に関連しますが、入札制度について、チャレンジ枠の話も出ましたが、そもそも私の記憶では、この制度が出来たときは、7つの土木事務所管内に限定して行われていたけれども、奈良県のいろんな所で参加できるように、できるだけみんなが受注できるようにということで全県1区に広がったと思います。総合評価落札方式は、技術提案と金額との競争ですが、予定価格と最低制限価格とともに事前公表されていることから、金額はどの業者にとっても一切積算が要らないことになっています。皆、価格については最低制限価格で入れて、あとは技術提案の内容になってくると、受注した会社には実績が付いて、受注しなかった会社には実績が付かない。例えばA社とB社で技術提案は両方とも満点であったとしても、片方は県の仕事をよく受注しているため実績に関する点数が良くなる。どちらも同じ金額で入れているため、おのずと受注するところが決まる。この何年かをトータルすると、奈良県で受注する業者はもう大体決まっている。

こういったことを考えますと、総合評価は時間もかかるということもあって、新型コロナウイルスの影響による今の遅れを取り戻すためにも、一遍改革を考えていただいても良い時期かと思います。今は国土交通省も最低制限価格を事前公表していません。こ

ういったことを今も行っているのは、私の聞くところでは福岡県と奈良県ぐらいです。金額の小さい工事では総合評価もなく、金額が事前に公表されているので、C級、D級でいくと、たとえば入札で20社入り、全社権利があれば20社でくじ引きをされているわけです。見積りも大事だが、今は積算がいらぬ状況ですので、その辺も含めて、新型コロナウイルスによる今の遅れを取り戻すのにいい機会ですから、山田県土マネジメント部長に真剣に検討していただきたいということを私も重ねて要望します。

○**国中委員** 私からも1点要望します。先ほど来、入札の在り方についてということで、要望や質問がありましたが、私からも入札の在り方というよりも、災害復旧、復興に向けた入札の方式についての要望があります。

1つ例を出しますと、4月1日に下北山村の音枝峠で崩土が発生しましたが、山田県土マネジメント部長をはじめ関係課等にご努力いただいて6月24日に復旧しました。私たちが住む吉野地域の国道168号、169号、309号等は、中山間部では本当に危険な所があり、国道169号にいたっては年間で最低50日間の通行止めがあるわけです。その原因は何かというと崩土です。

そのため、災害復旧で一次緊急的には地元の建設業協会と土木関連の災害協定を結んでいます。例えば吉野であれば、吉野土木事務所と吉野建設業協会とが災害防止協定を結んでいますので、管内から近くの業者に一次緊急対策を指示していただいています。災害が発生すると、一番危険な仕事を地元の緊急対策ということで、今回の下北山村の音枝峠もそうなのですが、物流道路であり、生活道路であるため、それを確保するために日夜たがわず危険を顧みずに、一日も早く通さなければならないということで業者に頑張ってもらっているわけです。本復旧工事になれば、一般競争入札の総合評価になって、それこそ地元の人たちは指をくわえて待ってなければならないことになっています。

総合評価は本当に時間がかかります。災害規模にもよるのですが、願わくば、管内の業者で入札できないのかどうかということも一つ考えてもらいたい。本当に危険な仕事だけは地元業者で行い、その後の仕事は総合評価による入札手続ということ。そういった面では管内でのランクの分け方によって、できるだけ入札の在り方を考えてもらえないかということを要望します。

○**川口（正）委員** 入札の問題は、先のお三方から発言のあった内容と私の思いは全く同じです。先般も荒井知事に会う機会があったので、私は資料まで渡して、知事もおお

よそ領かれたように感じました。あとは山田県土マネジメント部長なり課長なり、あるいは土木事務所長が、私ども議員が今申し上げている事柄を正しく知事に伝えるかどうか結論だと私は思いますから、強調して申し上げておきたい。露骨に言うと、部長と課長の足並みが合っていないように私は思う。課長が合わせようとしていないのではないかと思う。こんなことを言うと部長が迷惑するか分からないが、その代わり私も部長にはしっかりと物事を言う。議員はこのように言っている、今日は建設委員会の委員の4人までがこのことを言ったということを、部長だけではなく、担当課長からも知事に伝えられたい。遠慮せずにとしっかりと物事を言ってほしい。知事に伝えたことを私に報告してください。他の議員にも報告してください。知事がとにかく何かにこだわっているような印象で私の耳に入っていました。前に私が知事と会った時は、そういう気持ちはなさそうだと感じた。あなたたちの提案が知事に対して正しく伝わっていないからこういうことになっているんだということだけ、私は申し上げたい。入札の関係については、要望というよりも注文を付けておきます。

それから、2～3点申し上げたいことがある。1つは水道局に対してです。水道局は水を使うための営業をしている。新たに下水道でも企業会計制度を導入することになったということで、先般の田尻議員、あるいは井岡議員からの本会議における発言により改めて私はこの認識を強めたわけ。上水道も下水道も歩調を合わせながら経済、経営の方向をいま一度しっかりと確かめ合っていただきたい。

令和6年度の県域水道一体化に向けた取組があると聞きました。そこで、念をつくわけですが、この間、各市町村の上水道の利用料金の報告をいただいたところ、料金にかなりの差があり、この関係をどのようにするかが難題であると私は思います。その他のいろいろな設備、施設等に関わっての当事者の問題もあります。現在利用料金が低い所は県営水道を使うと料金が高くなるため、協力したくないという気になるのは当たり前のことです。それをどのように解決しようとしているのか。この基本的な方向を示さずに、令和6年度に統一を目指しますとしても、料金格差の問題が一番のネックとなる。どのように組み立てていくつもりなのか。明日、私は御所市長に会うことになっていて、返事をしなければならない。

一方、磯城郡3町では、水道広域化の基本協定を締結したが、他の市町村もブロック別で事業統合をしなければならないという認識を持っていると私は受け止めている。それが不要であれば、不要だと言ってほしい。資料を確認すると、御所市は平均料金と近

いが、そういう場合にはどうなるのか。料金が低い所、高い所、あるいは平均的な所と、いろいろあると思うが、市町村の努力目標はどうなり、県はどのように対応するのか。基本的な方針をぜひお示しいただきたい。今日、答えが出るならば聞かせていただきたい。

次に、下水道についてです。上水道利用、自家水・井戸水利用、それから河川利用等さまざまだが、どれぐらいの量がそれぞれの家庭や事業所で必要で、どれぐらいの量を下水に流しているのか。自家水・井戸水利用、河川利用について、排水プロセスを業種単位できっちりと把握することも必要。一度に掌握はできないと思うけれども、何からターゲットにして問題を整理していくのか。上下水道の担当者に、随分下水道のことも申し上げてきたが、一般論でしか答えてもらえていない印象を受けている。同じような業種であっても、下水道料金がうちは数十万円、うちは数千万円というように差がある。そういった矛盾をやっぱり追求していく必要があるので、基本的な方針をお示しいただきたい。今日、答えを出せるのであれば聞かせてもらいたい。

それから、私が前々から申し上げている、無届け開発、虚偽開発、様々な乱開発という違反開発について、この問題は本会議でも何人かの議員から質問が出ています。今日まで行政指導で対応しているものとして、山田県土マネジメント部長はいつぞやの議会で30数件を挙げられた。何箇所かは行政指導で解決したけれども、まだ完全に解決できていない箇所があるという話があったので、今はどういう状態なのか聞きたい。いずれにしても、違反開発をする業者は、単なるミスではなく、意図的、確信犯的に行っている。様々な手続に関わって申し上げるが、例えば土木、建築関係の業者が入札等に関わって談合した場合はペナルティを受けるが、違反開発にはペナルティがない。申請に若干の手直しがあればペナルティを加えていない。ペナルティを付けた行政指導が大事だ。警察からも職員派遣を求めてそれぞれのセクションに加わってもらっていて、山田県土マネジメント部長にはご苦労をかけていることは分かっているが、もうひと踏ん張りしてもらわないことには物事の解決にならない。法令等がないのであれば、法令等を作って物事は進められるべきだと思う。今日の奈良県の実情を踏まえて、新たに行政指導のペナルティに関する条例を制定する必要があるのではないかと。新たに条例を作らなくても解決できるという答えを出せるのであれば出してください。

○西岡水道局業務課長 現在、地域水道一体化の検討におきましては、当初新流域水道ビジョンでは令和8年の経営統合、そしておおむね10年で事業統合をするという…。

○川口（正）委員 本会議での答弁の上に立って発言したつもりだが、私の質問は間違っているのか。

○西岡水道局業務課長 事業統合の格差のお話をされたと思いますが、事業体間においては、管路の老朽化の度合いや、施設の整備水準に差があつて…。

○川口（正）委員 意味がさっぱり分からない。

○青山水道局長 失礼しました。川口（正）委員お述べのとおり、もともとは、新県域水道ビジョンでは令和8年に経営統合するとしていた目標を、先日の議会でも答弁したとおり、1年早めて令和7年から事業を開始するために、令和6年に企業団を設立することを目標として現在は検討を進めています。

○川口（正）委員 令和6年をめどに物事を組み立てると聞いたが、これは間違いか。

○青山水道局長 事業統合しようとする、川口（正）委員お述べのとおり、料金統一という課題が出てまいります。そのため、現在は財政シミュレーションを行い、実際に統合するときに料金をどれくらいに設定すべきかを検討しています。

○川口（正）委員 資料で示してほしい。

○青山水道局長 はい、分かりました。後ほど、説明に回らせていただきます。

○田尻委員長 それでは、後ほど資料の提出をお願いします。

○青山水道局長 はい。

○山田県土マネジメント部長 川口（正）委員から私に2つの質問をいただきましたが、1つ目の下水道の処理の問題についてお答えします。以前も一般論でなく、具体的に考えて取り組むようにとの指摘をいただきました。平成29年から調査に取り組んでいると申し上げましたが、確かに一般論的でした。現在の取組ですが、ご指摘のとおり使った水の量と排出している水の量が合っていない業種、例えば酒屋、医薬品製造業、工業等、水量に差がある業種の比率を調べて、イメージしやすいので比率の高いところから具体的に取り組んでいきます。

2つ目の話は、以前より質問いただいていた、前回は30数件と答えましたが、現在の違反件数は20件になっています。件数の問題ではありませんが、川口（正）委員のおっしゃるように、相当数の人が本意ではないかもしれませんが現場に張り付いて進めているのは事実です。その効率をもっと上げられないかということで、県警からの出向職員、県警のOB職員を使いながら少しでも戦略的に出来るように体制を構築しているところですので、もう少しお時間を頂ければと思います。

○太田委員 私からも数点質問させていただきます。

また大雨の季節になりましたが、大和川流域での河川の水位上昇に伴う内水氾濫の被害を減らす平成緊急内水対策ということで、一昨年7月から雨水貯留施設などの適地選考委員会を設けられています。当初は、10年に1度の大雨に対して必要となる箇所の整備を進めてきたとお聞きしていましたが、見直しをされているとも聞いています。規模や、県と市町との費用負担など、どのようなスキームなのかお尋ねします。

○池田河川政策官（河川整備課長） 平成29年10月の台風21号による内水浸水被害を教訓に、平成30年度より「ためる対策」として奈良県平成緊急内水対策を進めています。当初は、太田委員もお述べのとおり、10年に1度の大雨を想定して計画を進めていましたが、昨年、記録的な豪雨に伴う甚大な被害が全国各地で発生したことに鑑みまして、100年に1度の大雨にも耐えられるように計画の規模をグレードアップさせ、検討を進めています。

ご質問のありました事業スキームにつきましては、事業主体は市町ですけれども、短時間で確実に進めていくため、市町への財政的、技術的な面での支援が必要と考えています。具体的には、財政的な支援として、総事業費から国費と交付税措置額を除いた額、実際に必要となる額の半分を県が市町に助成することを基本としています。また、地方自治団体によっては、技術職員がいない等で技術的支援を必要としているところがありますので、そういった市町に対しては、設計業務や工事発注、監督業務などを県が受託するという、垂直補完制度の活用も考えています。

今後も大和川流域における内水氾濫による床上・床下浸水の被害解消のために、市町と連携して引き続き平成緊急内水対策事業を進めてまいります。

○太田委員 平成緊急内水対策が計画として出された当初、非常に印象的だったのが、平成30年を起点にして、5年以内に内水被害0を目指すと言われていたことです。今後どのように計画を進められるのか、お伺いします。

○池田河川政策官（河川整備課長） 本施策につきましては、10年に1度の大雨に対する計画として、39の候補地を選定し、5年をめどに家屋の浸水被害をなくすことを目標に整備を進めています。加えて、100年に1度の大雨に対するグレードアップも検討しています。

○太田委員 「もっと良くなる奈良県」の冊子の中で、平成緊急内水対策をもっと良くするためにということで、先ほど答弁いただきましたように、100年に1度の大雨に

対するグレードアップも検討すると書かれています。ここには令和2年度から令和4年度までに行うことが示されていますが、この令和4年までと切っていることに何か意味があるのでしょうか。

○池田河川政策官（河川整備課長） 当初の緊急内水対策ということで設定した10年に1度の大雨対策として、早期に目標を達成したいと考えています。

○太田委員 10年に1度の内水対策については5年以内に0にする。加えて、100年に1度の内水対策に向けてさらに進めていく考え方だと理解しました。この100年に1度ということであれば、当然既に確定した箇所でのハード面の拡充はこれから進められるかと思いますが、例えば、新たな内水対策の候補地として市町から発信があれば、それに応じていただけるのでしょうか。

○池田河川政策官（河川整備課長） 既に決まっている箇所でのためる容量を増やす工夫もありますし、太田委員のお述べのように、新たに場所を選定してそちらで追加の対策をするものもあります。その辺りはケース・バイ・ケースでより早期に効果を発揮するものを目指しています。

○太田委員 地元のことで申し訳ありませんが、大和高田市内を流れる土庫川でたびたび内水氾濫が発生する箇所があります。中には、土砂が堆積していたりとか、ごみがたまって散乱している所もあるということで、地元からも堆積土砂の除却や、河川幅が急に狭くなっているいわゆるボトルネックとなっている箇所の河川流下能力の向上に向けた調査等の要望が市から県に上がっていると聞いていますが、県としてどのように対応していくのでしょうか。

○池田河川政策官（河川整備課長） 大和高田市内を流れる1級河川土庫川に関する地元からの要望につきましては、大和高田市役所を通じて高田土木事務所が受け付けています。

要望の内容については、大きく2つありまして、土庫川の川沿いに住宅が立地している区間について、川の中に伸びてきている樹木の伐採や川の中にたまっている堆積土砂を撤去してほしいということと、既設護岸の根固めコンクリート等によって川の断面が不足しているように見える箇所があるのではないかとということです。

土庫川では、令和元年度から緊急自然災害防止対策事業によりまして、土砂が多く堆積している下流の広陵町域において、河道内の堆積土砂撤去を実施しています。また、河川断面が減少していることについて、土庫川では、これまで部分的な河川改修や過去

の災害復旧事業等により、護岸整備や根固めコンクリートを実施してきた経緯があります。その結果、土庫川の一部区間で断面が減少しているように見える箇所もありますが、計画値である3年に1回程度の雨で発生する洪水を安全に流下させる断面で整備がなされているものと考えています。

○太田委員 河川断面について、河川流下能力という点では阻害していないという答弁でしたが、上流ではたびたび内水被害が発生している箇所があることはご承知かと思えます。これは3年に1度ではなく、毎年のように内水被害が発生しているのですが、その点で対策についてのお考えがあればお示しいただきたい。

○池田河川政策官（河川整備課長） 太田委員お述べの場所は、大和高田市の市街地部分だと思われます。そちらは、川の両側に家屋が張り付いていて、非常に改修が困難なところですね。川に流れ込む水路が流下しにくいという話も聞いていますので、いろいろな対策も検討した中で、できるだけ速やかに、大和高田市などと連携して、危険箇所等を調査したいと考えています。

○太田委員 ありがとうございます。ぜひその点はよく地元と協議していただいて、対策を講じていただきたい。

次は県営住宅についての質問です。県営住宅の共用部分の電気代や水道代は自治会で徴収することになっています。県営住宅でも入居者の高齢化が進んでおり、共用部分の電気代や水道代を含む自治会費や共益費の徴収が困難になっている事例が見受けられるということで、このままでは徴収そのものができなくなる心配があるとお聞きしました。その点を県としてどのようにお考えでしょうか。

○石井住まいまちづくり課長 県営住宅では入居者に対して廊下やその団地内の通路等共同部分の利用に係る費用を負担していただくとともに、清掃等の維持管理を入居者みずから行うことを条例で義務化しています。この共同部分利用の費用や維持管理としましては、先ほどお述べいただいた廊下の電気代であったり、あるいはその維持管理の具体的な作業として共用廊下や外構の電灯の保守や、ごみ置き場の清掃を行っていただいています。

こういった共用部の電気代や維持管理のための費用を共益費として徴収すること、あるいは維持管理作業をみずから行うことについては、県営住宅の入居時に入居予定者の方に説明した上で、実際には県営住宅の自治会の活動として作業していただいています。

しかしながら、先ほど太田委員からも指摘いただいたように、県営住宅は現在60歳

以上の入居者の割合が48%を超えていまして、高齢化が進んでいます。このために共益費の自治会での徴収が困難であるとの声も聞いています。公営住宅における共益費の徴収について他府県の状況について確認したところ、共益費を県や指定管理者等で徴収している事例は現時点ではごく少数で、具体的には東京都、大阪府、兵庫県など、大都市部で実施されている例が一部あります。これらの事例から、実績等について詳細に調べて、実務上の論点をまず整理した上で、県としてどのように対応するか引き続き研究してまいります。

○太田委員 県営住宅に限らず、町内会におきましてもなかなか自治会長が決まらない、役員が集まらないという問題がある中、自治会費を徴収するという業務そのものが困難になっています。先ほど答弁いただきましたように、県営住宅においては60歳以上の入居者が48%を占めているということですので、いずれ徴収が困難になる時期が来るのかと思います。その点は、今から先進事例といいますか、先ほど答弁のあった都市部で実際に行われている徴収方法なども一度検討いただきまして、対策を講じていただきたい。

この質問の趣旨とは少し異なりますが、共用部分における電気代や水道代を自治会費として徴収しているところがあるのですが、この自治会費をめぐって不明朗な会計処理が行われている県営住宅があると聞いています。以前、駐車場の関係で、県が提供しているスペースよりも多くの車を止めさせて、余分に止めた車の駐車場代を不正に徴収していたという事案が発生したため、駐車スペースについては県が管理をすることになったという経緯もあります。共用部分の水道代や電気代について、同様の対策が求められてくる部分もあるかと思いますが、その点もぜひ対策いただけたらと要望します。

最後の質問は、水道料金についてです。私が調べたところ、県下の25市町村において、新型コロナウイルス感染症の影響から家計を支援するために水道料金の基本料金の部分を減免する政策が実施されています。こうした中で、自治体の負担軽減を図るために県営水道料金を引き下げてほしいといった要望も出されています。同時に市町村議会でも県営水道料金の引き下げを求める意見書が議決されているとお聞きしています。県としても県営水道料金の引き下げを検討すべきだと私たちは常々申し上げてきましたが、その点いかがお考えでしょうか。

○町尻水道局総務課長 新型コロナウイルスの関係により、市町村で水道基本料金の減免措置を講じられていることについてお答えします。市町村の現状としまして、まず県

内には県営水道を受水していない市町村があること、また受水市町村においても基本料金には一部従量料金が入っているものと入っていないものがあること、減免の期間が異なること、さらに自己水源の有無により県営水道の受水比率が異なる等、市町村の県水受水率には大差があるため、仮に県営水道の料金を一定額減免した場合、市町村間で不公平が生じるおそれがあります。

また、国におかれても、補正予算で措置をされた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については市町村の水道料金の減免措置に対する一般会計からの繰出しを交付対象としていまして、既にこの交付金を減免措置の財源にすることを予定されている市町村があることなどを踏まえまして、今回は県営水道料金の減免措置は実施しません。

なお、太田委員お述べのとおり、一部の市町村議会から意見書が提出されていますが、現在のところ県内の水道事業者から料金の減免等に関する具体的な要望等は聞いていません。全国的に見ても、都道府県営の用水供給事業における料金の減免や軽減措置については、兵庫県を除いてどこも実施していません。

○太田委員 県営水道料金が非常に高いというご意見を私も多くの方からお聞きしています。意見書は提出されてきたけれども、具体的な要望がないということですが、県域水道一体化検討会で、県営水道料金の減免に対する配慮に関する要望が出されているかと思えます。新型コロナウイルス感染症を理由とするものは別として、水道料金を下げしてほしいという要望はこれまで他にあるのでしょうか。

○町尻水道局総務課長 これまでにも、水道料金の値下げに関しての要望を何件か頂いたことがあります。

○太田委員 市町村の集まりである受水協議会においても、減免に関する要望書の提出を検討されていることをお聞きしています。先ほど兵庫県の例が出されましたが、兵庫県も県水の受水率が0.7%から86.9%とかなりの幅がありますが、それを乗り越えて水道料金の減免を実施しています。ぜひこの点をよく調べて、県営水道料金そのものを何とか下げしてほしいとする要望に応えられるよう頑張ってください。

あと、前回の委員会で、奈良県水道用水供給条例に減免の規定がないことについて、恐らく条例の制定時から規定がなかったのではということ、なぜ入っていないのかについて制度創設時の考え方を勉強したいとの答弁を水道局長よりいただきました。現時点で何か分かったことがあれば、お聞かせいただきたい。

○青山水道局長 条例を制定した当初の経緯から調べてはいますが、具体的なことは調べ切れていません。減免の条項を入れる必要があるかにつきましては、他府県の水道の供給条例等を見ると、入っているところがほとんどですが、ほかで入っているからということを経由として奈良県でも単純に入れるというわけにはいきません。減免の条項が何らかの形でそもそも必要かどうかも含め、現時点ではまだ検討しているところです。

○太田委員 過去に紀伊半島大水害がありましたが、その時は南部地域ということで県営水道にあまり影響がなかったということです。今回は新型コロナウイルスということ、今後どのような形で災害があるか分からないということ、今回は県下25の市町村で基本料金の引き下げが行われていますので、こういった状況からして、やはり減免につきまして考えていく必要があると思います。引き続きこの点を要望していきますので、よろしくをお願いします。

○田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任いただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

この構成によります委員会は、特別な事情がない限り本日が最終になるかと存じます。

昨年5月の正副委員長就任以来、委員各位及び理事者の皆さんには大変ご協力をいただき、無事任務を果たすことができました。心から深く感謝、お礼を申し上げ、正副委員長のあいさつとさせていただきます。

どうもお世話になりました。ありがとうございました。

○各出席者 ありがとうございました。

○田尻委員長 それでは、これをもちまして委員会を終わります。